

少年センターだより

— わかやま —

第590号

「子供の心を育てる一声を」

「学習性無力感」と「無限の可能性」

和歌山市立少年センター
専門教育監補 戎 浩晃

少年センターの補導主事として、間もなく1年になります。学校等と様々なやり取りをする中で、学校で勤務していたことをよく思い出します。特に、子どもたちを「誉めることができていたのか…」と振り返りますが、上手くできていたかは自信がありません。しかし、子どもの自己有用感を高めるような声掛けは意識していました。何か手伝ってくれた時などに、「〇〇さんがいてくれてよかった。」「〇〇さんしかできないことだね。」と。



授業中、机の上に何も出さず、学習に取り組めていない子どもはいないでしょうか。なぜ取り組めていないのか、「できない」のか「しない」のかを分析する必要があります。

「できない」には「知らないからできない」「能力が身についていないからできない」などがあると思います。

「知らないからできない」のであれば、気づかせたり教えたりすると改善しますが、「能力が身についていないからできない」のであれば、発達段階に合わせた支援や、能力獲得のための訓練（ドリル）をする必要があります。

「しない」というのは「できるけどもしない」ということで、本人のやる気をどう芽生えさせ、持続させていくかを探らなければなりません。どのような刺激でその子のやる気にスイッチが入るのかは、いろいろ試していかなければなりません。また、成功体験を積み重ねていく必要もあるので、時間がかかることでしょう。

「学習性無力感」という言葉をご存じでしょうか。「自分の行動が結果を伴わないことを何度も経験していくうちに、やがて何をしても無意味だと思えるようになっていき、たとえ結果を変えられるような場面でも自分から行動を起こさない状態」を指します。こういう状態に陥っている子どもはいませんか？その子どもの背景に、虐待があるかもしれません。さらに、発達障害や愛着障害の子どもかもしれません。

気になる子どもについては、チームでその子どもを分析し、どのような支援をしていくのが良いのかという話を進めていることだと思います。その時、担任や学年の先生だけでなく、学校全体の職員で取り組み、時間がたてば再度分析をし、支援の方法についての検証をし、必要があれば関係機関等と連携していきたいものです。

子どもは、無限の可能性を持っています。子ども自身、自分にどんな才能があるのかわかっていません。また、「これ以上できない。」と自分の能力の限界を決めてしまうと、成長は止まります。

今はまだ、その子の才能が開花していないだけであり、その子の人生の通過点で私たち教員が関わったことにより、その子に道標（みちしるべ）を示すことができたなら、その子が人生を豊かに送れると信じています。

近くにいればいるほど、その子の成長は意識しないと気づきません。私たち教員は、教育のプロとして、その瞬間に気づき、よりよい声掛けの質やタイミングを研究して、私たち自身の人生も豊かにしていきたいものです。

参考：光村図書 HP みつむら web magazine 子どもの理解の「そこ大事！」第3回

https://www.mitsumura-tosho.co.jp/webmaga/kodomo_rikai/detail03.html

矢羽根型路面標示を設置した道路における 自転車の通行ルール

自転車は車道が原則※

矢羽根に沿って
車道の左端を通行しましょう



右折時は2段階で

交差点での右折時は、矢羽根に沿って直進し、一度方向転換して、対面の信号が青になるまで停止

矢羽根型路面標示とは？

- * 矢羽根型路面標示とは、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すものです。
- * 自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面標示です。

※普通自転車の運転者が歩道を通行することができる場合

- ・ 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や表示があるとき。
- ・ 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- ・ 車道又は交通の状況から、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないとき。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は、左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る（二人乗り・並進の禁止 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 夜間はライト点灯）
- 5 子どもはヘルメットを着用



子どもの安全確保について

子どもたちのいのちと安全を守るため、市民の皆様のご協力をお願いします。

1. 登下校時「自宅周辺・仕事場の周辺」等で子どもたちを見守ってください。
2. 一人で遊んでいる子どもを見かけたら、「早く帰りましょう。」等の注意をうながしてください。
3. 不審な人を見かけたら、ご連絡ください。（人相・服装・車のナンバー等）

和歌山市教育委員会

学校支援課

TEL 073-435-1139

少年センター

TEL 073-425-2351

警察への通報

東警察署

TEL 073-475-0110

西警察署

TEL 073-424-0110

北警察署

TEL 073-453-0110

緊急の場合は110